

令和6年度 事業計画

今や少子高齢化・人口減少社会となり超高齢社会を迎えている現在、就業や社会参加・生きがいの充実を体現でき、高齢者の一つの居場所となっているシルバー人材センターへのさらなる期待に応えるために、令和6年度においても様々な事業に積極的に取り組んでまいります。

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」では、法人の目的を「高齢退職者の希望に応じた就業と、その機会の確保を組織的に提供することにより、その就業を援助して高齢者の能力の積極的な活用を図るようにし、高齢者の福祉の増進に資すること」とあります。

当センターは設立以来、高齢者の就労支援と社会参加や生きがいの充実という両輪に取り組み、事業に邁進してまいりましたが、近年の高齢法の改正による「高齢者雇用確保措置」、そしてインボイス制度の導入などの社会経済状況・感染症問題など、大きな影響を受けながら事業の舵取りをしてまいりました。特に、法改正による影響は、男性の新規入会者の減少と平均年齢の上昇をもたらしました。しかし、その一方で女性会員の入会者数の微増という結果となりました。

このような状況を踏まえ、令和6年度は、更なる女性の新規入会者の獲得と、高齢者会員や女性会員の個々に合わせた多様な働き方の確保に積極的に取り組む必要があります。また、就業だけではないシルバー人材センターとして、楽しい・役に立つ様々な講座や体験会・講習会の開催や、趣味の合う仲間との同好会活動を推進することで、日々の生活や生きがいの充実を図り、高齢者が地域で孤立することのないよう、地域社会で支えあい、人とつながりを持てるよう地域活動を推進してまいります。

昨年10月に導入されたインボイス制度については、センター事業の運営基盤に大きく影響を及ぼすことから、状況を注視しながらよりよい方法を見定め、安定した事業運営を図り、財政の健全化に努めてまいります。

中期計画（令和7年度から11年度）の策定について検討を重ねつつ、様々な課題については、企画運営委員をはじめ、各専門委員会と共有し連携を深め取り組んでまいります。併せて令和6年度も「安全はすべてに優先する」を基本とし、安全就業や会員の健康の保持・増進につとめます。

以下、中期計画に基づき次の基本方針を重点項目とし取り組んでまいります。

1. 基本方針

- (1) 会員の拡大
- (2) 就業機会の確保・拡大
- (3) 労働者派遣事業及び職業紹介事業の推進
- (4) 安全・適正就業の推進
- (5) 普及啓発活動の推進
- (6) 魅力あるセンターづくりの推進
- (7) 就業相談の推進
- (8) 各種研修・講習会の実施
- (9) 組織体制の強化

2. 本年度の事業目標

・会員数・・・1,910人

	請 負	派 遣
年間就業延人員	135,000 人日	24,300 人日
年間契約件数	1,970 件	146 件
年間契約金額	692,000 千円	157,013 千円

3. 事業実施計画

(1) 会員の拡大

①新規会員の拡充

入会説明会、出張入会説明会の開催については、開催前に市広報紙や案内チラシ等を活用し、周知に努め多くの参加者を募る。

同好会活動を支援し広く周知することで、高齢会員の在会の継続と、趣味を同じにする仲間づくりや、社会参加を希望する新規入会者を獲得する。

ハローワークが実施する「高齢者の就活セミナー」において、シルバー人材センター事業の周知を行い、新規入会者の獲得に努める。

②女性会員の拡大

女性が興味を持つ講習会・ワークショップ等の開催や、女性会員が活躍している情報を発信し、女性会員の拡大を推進する。

女性会員の就業機会を確保するため、多様なニーズに対応した就業開拓を積極的に推進する。

女性会員が活躍する組織づくりに取り組む。

③Web入会の推進

ホームページやSNSを活用した入会案内の発信を行う。多人数での開催に

よる人的接触を減少することと、地域性を踏まえ参加者の利便性から、入会手続きを簡略にするWeb入会を促進し、新規会員の獲得を推進する。

④在会年数の延伸

同好会活動による仲間づくりの支援や、就業以外でも長く活躍できる魅力あるセンターを目指すことで退会の抑制に努める。

(2) 就業機会の確保・拡大

①受注の継続

就業会員の言葉づかいや就業態度等について会員の資質向上を図り、発注者からの信頼を高めることで受注の継続性やリピート率の向上を図る。

②受注の拡大

正会員の平均年齢の高齢化が著しいことから、高齢会員が就業できる新規受注の開拓に努める。

③女性会員の就業先の確保

女性会員の入会促進を図るとともに、女性会員向けの職域の拡大に努める。

④独自事業の推進

会員の就業機会を確保するため、自主的・自立的な運営が可能な独自事業の創出を検討する。

⑤会員クラウドサービスの活用

情報の発信や共有を行うことで会員と事務局の連携を深めるとともに、事務局日よりや会報を活用し、サービス利用の周知・拡大に努める。

⑥会員スキルの発信

新たな職域の受注拡大を目的に、会員の特殊なスキルや趣味をホームページで公開し、就業機会の開拓・拡大に努める。

⑦適格請求書等保存方式（インボイス制度）の検討

「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」の導入後も、シルバー人材センター事業の安定的な事業運営・財政運営に努める。

⑧特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス法）及び包括契約

フリーランス法を遵守し、会員の就業に係る取引の適正化及び就業環境の整備を図る。また、フリーランス法の主旨や、会員が個人事業主であることを踏まえ、包括契約について検討する。

(3) 労働者派遣事業及び職業紹介事業の推進

①労働者派遣事業の推進

臨時的かつ短期的な就業又は軽易な業務に係る就業に関して、指揮命令のある分野や雇用に繋がるものについては労働者派遣事業として対応する。

②職業紹介事業の継続

直接雇用を希望する事業者や会員のニーズに対応できるよう、本事業を継続する。

(4) 安全・適正就業の推進

①安全パトロールの強化

「安全はすべてに優先する」との理念のもと、就業途上及び就業中における事故防止のため、安全就業推進員や安全対策委員による安全パトロールを定期的に実施し、安全意識の向上と安全就業を徹底・強化する。

②受注時の安全確認の徹底

新規の受注については、安全就業推進員や安全対策委員、担当職員による現場確認を行い、就業内容等の安全確認を徹底する。

③交通安全の推進

高齢者の交通事故が多発していることから、就業途上における自動車及びバイク、自転車、徒歩の事故防止のため、交通安全講習会を実施し、事故防止に努める。また、自転車利用の会員については、「個人賠償責任保険」の加入と、安全基準に適合したヘルメットの着用を推進する。

④器具等の点検・着用の徹底

就業中の事故防止のため、作業前の用具・器具等の点検、保安器具の使用を義務づけるとともに、「安全就業基準」の周知徹底を行う。また、安全保護具の着用を徹底する。

⑤安全・適正就業の推進及び啓発

長時間就業の是正に努め、ワークシェアリングやローテーション就業を推進するとともに、「適正就業ガイドライン」に基づき、適正就業を推進する。また、安全・適正就業を啓発するため、入会説明会にて安全・適正就業研修会の実施や毎月発行の事務局だよりにおいて安全・適正就業の啓発を行う。

⑥健康の増進

特定健康診査や定期健診の受診を推奨し、自己の体調管理に努めるよう事務局だよりや会報で啓発を行う。

(5) 普及啓発活動の推進

①広告宣伝活動の充実

会報「くすのき」や「シルバー人材センターだより」の発行、市広報紙の活用、チラシの配布、公共施設等にパンフレットを常設配置、広告の掲載等を行い、シルバー事業の周知に努める。

②普及啓発活動の実施

市内で開催されるイベントに積極的に参加し、ロゴマーク入りの普及啓発グッズの配布や、各委員会と連携し、会員が主体となって自らが積極的に活動する取組みを行なう。

③ホームページやSNSの活用

ホームページを積極的に更新・活用し、最新の情報を提供する。また、会員への情報の提供や発信を行なうため、LINEや会員クラウドサービスを活用する。

④地域貢献活動の実施

道路清掃や地域清掃ボランティアの実施や、交通安全街頭指導などの社会貢献活動の参加に努める。

⑤ワークショップ・体験会等の実施

会員の特技等を活用したワークショップや体験会等を開催し、非会員が参加することでセンターの新たな魅力を発信し、新規入会者の拡大に努める。

(6) 魅力あるセンターづくりの推進

①地域活動の推進

事務局だより「あしたば」や会報「くすのき」の配付を通じて、地域活動の活性化や会員相互の交流を深め、地域社会との結びつきを得ることができる機会として「会員のつどい」を開催する。また、会員の交流と地域活動を活発に行うことで、会員のロコミ等によるシルバー事業の普及啓発を行う。

②同好会活動の促進

魅力あるセンターづくりの一環として、同じ趣味を持つ仲間と集い、新たな出会いと交流を深める同好会活動を支援し、会員の自主的・主体的な社会参加活動を促す。併せて、新たな同好会の発足を支援する。

(7) 就業相談の推進

①就業相談会の推進

主として未就業会員を対象に、就業機会の提供を目的とした「就業相談会」を月1回開催し、会員の早期就業に繋がる相談を行なう。また、出張入会説明会に合わせて「出張就業相談会」を実施する。

(8) 各種研修・講習会の実施

①職種別安全講習会

職種別の安全講習会を実施し、安全意識の向上を図り、事故等の防止に努める。

②健康に関する講習会

身体機能の低下を認識し、安全に就業するための意識の向上を図ることを目的とした講習会を実施する。

③各種研修・講習会の実施

人権尊重の研修や会員の知識・技能の向上を目的とした研修会・講習会を開催する。

(9) 組織体制の強化

①関係行政機関・団体等との連携の強化

シルバー人材センター事業の円滑な推進を図るため、市及び各関係行政機関・団体等と連携の強化に努める。

②企画運営委員会

企画運営委員会を開催し、各委員会の事業の課題を共有し連携することで、会員主体の事業運営の向上を目指す。

③各専門委員会

各専門委員会が事業計画のP D C Aによる目標管理を行い、より充実した事業運営を行うとともに、相互連携により組織の活性化を進める。

④会員と事務局の連携の強化

毎月発行し全会員に配付している事務局だよりや地域活動、各種講習会やボランティア活動を通じて、会員と事務局の連携の強化に努める。また、SNS等を活用し情報の提供を行う。

⑤デジタル化の推進

スマホ教室の開催を継続するとともに、会員のデジタル技術の向上を推進し、会員クラウドサービス・LINEを活用した業務連絡や、事務処理等の効率化・簡素化・経費の削減を目指し、デジタル化を推進する。

⑥財政基盤の強化

安定的な財政運営のため国・市の補助金を確保するとともに、自主財源の確保のため、受託事業や労働者派遣事業等の増収を図る。一方では、センター運営に係る経費について削減に努め効率的・効果的な事業の確立に努める。

財源の確保や、システムの構築、経理処理方法等の課題について検討を行い、安定した事業運営を目指す。

⑦事務所の移転

令和7年度に予定している事務所の移転に際し、市と協議を重ね準備を進める。

⑧中期計画の策定

中期的な事業目標を設定するため、中期計画（令和7年度から令和11年度）の策定を行う。